

令和8年度 東員町立幼稚園・保育園の入園申込みについて

令和7年9月8日 東員町教育委員会

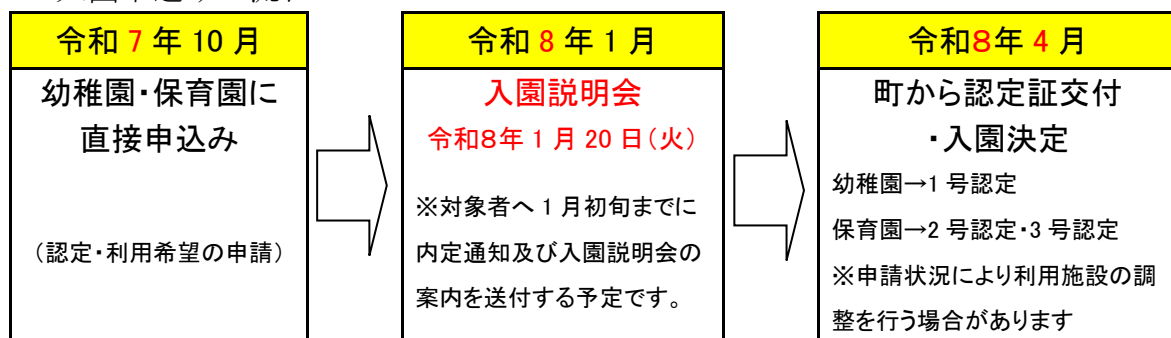
来年度の町立幼稚園・保育園の入園受付を次のとおり行います。

	幼稚園	保育園
保育時間	8:30～14:00 ※3歳児の4月は、慣らしとして午前中のみとします。	8:30～16:30（必要な方は最大7:30～18:30まで可） ※新入園児には、慣らし保育を実施します。
休園日	土・日曜日、祝日、春・夏・冬休み	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※土曜日は、東員保育園で拠点保育を平日と同様の時間帯で実施します（土曜日は、東員保育園以外は閉園）。
利用者負担額（保育料）	3～5歳児 保育料無料 0～2歳児 入園する児童の世帯の市町村民税課税額に基づいて利用者負担額（保育料）が決まります。	
給食費	月額 4,500 円 ^(注)	3～5歳児のみ月額 5,300 円 ^(注)
対象児童	町内に住所を有する3～5歳児の児童（※詳細は裏面）	町内に住所を有する0～5歳児の児童で、保護者などが労働や病気などの理由により、保育認定を受けた児童（※詳細は裏面）

（注）年収 360 万円未満相当の世帯等では、副食費が免除され、主食費（月額 500 円）のみ徴収します。

詳しくは、9 ページをご参照ください。

入園申込みの流れ



**交付しました認定証（ピンクの紙）は、認定期間
中、大切に保管してください。**

※保護者（申請者）へのお知らせ（子ども・子育て支援法第20条第6項関係「認定に関する処理機関」に関する通知）

子ども・子育て支援新制度における認定については、次年度4月の利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、認定証等の発行書類は入園式でお渡しする予定です。5月以降入園の方は郵送します。

1 東員町の幼稚園・保育園

◎幼稚園（1号認定）

幼稚園は、全園で3年保育を実施しています。

対象児童 町内に住所を有する1号認定児童

（満3歳以上で、教育を希望される児童）

- ・3歳児 令和 4年4月2日生～令和 5年4月1日生の児童
- ・4歳児 令和 3年4月2日生～令和 4年4月1日生の児童
- ・5歳児 令和 2年4月2日生～令和 3年4月1日生の児童

児童が就園すべき幼稚園は、原則として下表学区一覧によります。

幼稚園名	学区（大字名及び地区名）
神田幼稚園	筑紫・穴太・瀬古泉・山田・六把野新田・鳥取
稲部幼稚園	八幡新田・大木・北大社
三和幼稚園	南大社・長深・中上
笹尾西幼稚園	笹尾西一丁目～四丁目
笹尾東幼稚園	笹尾東一丁目～四丁目
城山幼稚園	城山一丁目～三丁目

※学区等不明な場合は教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

※定員を超える応募があった場合は、希望園に入れない場合があります。

◎保育園（2号認定、3号認定）

対象児童 2号認定・3号認定児童（令和2年4月2日以降出生の、生後6カ月を経過している就学前児童で、保護者などが労働や病気などの理由により十分に保育することができない児童）

- ・0歳児 令和 7年4月2日以降出生で生後6カ月を経過している児童
- ・1歳児 令和 6年4月2日生～令和 7年4月1日生の児童
- ・2歳児 令和 5年4月2日生～令和 6年4月1日生の児童
- ・3歳児 令和 4年4月2日生～令和 5年4月1日生の児童
- ・4歳児 令和 3年4月2日生～令和 4年4月1日生の児童
- ・5歳児 令和 2年4月2日生～令和 3年4月1日生の児童

●2号認定とは

児童が満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望される場合

●3号認定とは

児童が満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望される場合

保育認定（2号認定、3号認定）には、次の2点が考慮されます。場合によっては認定が受けられない場合があります。

(1) 保育を必要とする事由

- ・1月あたりの就労時間が48時間以上の就労
- ・妊娠、出産（産前6週間から産後8週間の月末までの期間）
※父が育休を取得する場合は、育休開始日より退園となります。
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（起業準備を含む。入園可能期間は90日の月末までの期間）
- ・就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・そのほか、上記に類する状態として町が認める場合

(2) 保育の必要量

区分	就労タイプのイメージ	利用時間
保育標準時間	フルタイム就労	7時30分から18時30分までで、 <u>保育園の利用が必要な時間のみ</u>
保育短時間	パートタイム就労	8時30分から16時30分までで、 <u>保育園の利用が必要な時間のみ</u>

※ 保育標準時間認定と保育短時間認定は、入園の申請書類に基づいて行いますので、ご希望される保育の必要量の認定がなされるとは限りません。

※ 保育短時間の認定の方でも、勤務の都合などにより通常の保育時間以上に保育が必要な方は長時間保育の利用が可能ですが、利用された月は月額2,000円がかかります。延長保育は、就労等により本当に必要な場合にしかご利用できません。

保育標準時間の認定を受けられる方でも、保育短時間を希望される方は、保育園又は教育委員会にご相談いただくか、申請書の希望する利用時間の欄に、保育短時間の利用時間内でご記入ください。

【例】両親ともフルタイムで勤務しているが、ご家族に送迎を助けてもらえる。

3 申し込み方法

受付期間中に入園希望児童と一緒に申込書等をご持参の上、入園希望の幼稚園・保育園で入園の手続きを行ってください。入園希望児童・保護者と園長との簡単な面接を行います。なお、この受付期間以降に受け付けた分については、期間内受付分を優先とします。

受付期間：令和7年10月16日（木）～22日（水）

受付時間：9：00～12：30、13：30～16：00 ※全園予約制です

入園申込書は、保護者をご記入の上、入園を希望される幼稚園・保育園に提出してください。記入には、消せないボールペンを使用いただきますようお願いいたします。簡単に消せるもの（鉛筆やフリクションボールペン等）は使用しないでください。2人以上の児童の入園を申し込む場合は、児童1人につき1枚の用紙を用いてください。

なお、入園については、

- ・認定（入園）できる基準に該当しないため、認定（入園）できない場合
- ・希望者が多数のため希望する保育園に入園できない場合
- ・入園できる基準の該当事由により、希望する利用期間に添えない場合

がありますので、あらかじめご承知ください。

(1) 入園希望児童

入園を希望する児童の氏名、生年月日、性別、保護者との続柄、保育の希望の有無を記入してください。すでに支給認定を受けている場合は、認定者番号を記入してください。

(2) 世帯の状況

入園申込児童以外の入園児童の保護者及び同居している親族等（兄弟姉妹、祖父母のみ）の全員について記入いただき、『性別』の欄は、該当するものを○で囲んでください。保護者の令和7年1月1日現在の住所を記入し、東員町内または東員町外に丸をつけてください。家庭の状況の欄は、ひとり親家庭の場合レ点を入れてください。生活保護の適用の欄は、適用ありの場合レ点を入れてください。

(3) 在宅障がい者のいる世帯等の申出

次に掲げる条件に該当する場合は、保育料が減額されることがあります。在宅障がい者のいる世帯の欄にレ点を入れ、提出書類をご記入ください。

	条件	必要書類
1	身体障害者福祉法第15条に定める「 身体障害者手帳 」の交付を受けたものがある世帯	身体障害者手帳またはその写し
2	療育手帳制度要綱に定める「 療育手帳 」の交付を受けたものがある世帯	療育手帳またはその写し

3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める「 精神障害者保健福祉手帳 」の交付を受けたものがある世帯	精神障害者保健福祉手帳 またはその写し
4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める「 特別児童扶養手当 」の支給対象児がいる世帯	特別児童扶養手当の受給が証明できるものまたはその写し
5	国民年金法に定める国民年金の「 障害基礎年金 」の受給者がいる世帯	障害基礎年金の受給が証明できるものまたはその写し

(4) 利用を希望する期間と希望する施設名

幼稚園または保育園の利用を希望する期間を、記入してください。小学校就学前まで希望される方は、『小学校就学前まで』の欄にレ点を入れてください。また、平成 27 年度から、保育園の複数年の入園希望が可能になりました。利用を希望する施設名を希望する順に第 3 希望まで記入し、希望する理由も記入してください。

(5) 保育の利用を必要とする理由等

保育園において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。幼稚園を希望される場合は記入不要です。

保育の利用を必要とする理由は、保護者ごとに続柄を記入いただき、就労、妊娠・出産等の理由から該当するものにひとつレ点を入れてください。

希望する利用時間の欄は、利用を希望する曜日に丸を記入していただき、利用希望時間を記入してください。

(6) 児童の状況と就学前の兄弟の状況について

児童の状況の欄は、該当する者にレ点を入れていただき、カッコ内も記入してください。

児童の兄弟姉妹（多胎児を含む）の状況の欄は、入園希望児童の兄弟姉妹（多胎児を含む）が、幼稚園・保育園に在園中または申請中の場合は、対応する欄に、児童名と園名を記入してください。

4 申請可能時期

令和 7 年 10 月 16 日～22 日に令和 8 年度の入園申し込みを行う方は、令和 8 年 10 月 1 日入園希望の方までが対象です。

新年度入園申請を除く期間の保育園及び幼稚園の入園申請は、入園希望日の 6 カ月前から申請可能です。

(令和 8 年 12 月 1 日に入園希望の方は、令和 8 年 6 月 1 日から申請可能です。)



5 添付書類

幼稚園・保育園利用を希望する場合は、下記の添付書類を必ず提出してください。添付書類の提出がない場合は入園できませんのでご承知ください。

・保育の利用を必要とする理由（保育園希望者のみ）

保護者ごとに、保育を必要とする事由を証明する書類を提出してください。各事由の●は必ず、○はいずれかを提出してください。

No	保育を必要とする事由	必要書類（例）
①	就労（フルタイム、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内労働など、すべての就労を含む）	●就労証明書
②	妊娠、出産	●状況説明書 ●母子健康手帳等
③	保護者の疾病、障がい	●状況説明書 ○診断書 ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	●状況説明書 ○被介護者、看護者の診断書等 ○介護、看護の状況等が分かる書類
⑤	災害復旧	●状況説明書 ●り災証明書等
⑥	求職活動（起業準備を含む）	●求職活動申立書 ○求職証明等（求職カード） ○雇用保険受給者資格証 ○起業準備をしていることがわかる書類
⑦	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	○在学証明書 ○学生証 ○時間割等スケジュールが分かるもの
⑧	虐待やDVのおそれがあること	●配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
⑨	その他、上記に類する状態として町が認める場合	●町が必要と認める書類

・ 個人番号届出書兼委任状

入園申込の際にマイナンバーを提出していただいております。記入例を参考に記入してください。

6 入園定員

各幼稚園・保育園の利用定員の予定は下記のとおりです。

令和 8 年度保育園・幼稚園 利用定員予定数

園 名	0	1	2	3	4	5	計
みなみ保育園	3	20	30	30	30	30	143
三和幼稚園							
いなべ保育園	3	12	18	52	52	52	189
稲部幼稚園							
東員保育園	3	16	18	86	87	87	297
神田幼稚園							
笹尾第一保育園	3	12	18	28	28	28	117
笹尾西幼稚園							
笹尾第二保育園	3	12	30	26	52	26	149
笹尾東幼稚園							
しろやま保育園	3	12	18	28	28	28	117
城山幼稚園							

※申請状況等により定員を変更する場合があります。

※3・4・5 歳につきましては、幼稚園・保育園ごとに定員があります。

※申請状況により、入園できない場合や希望の園にご案内できない場合があります。

7 入園説明会

令和 8 年 1 月 20 日（火）に各園で実施します。詳しくは、後日、教育委員会からご案内します。



8 利用者負担額（保育料）

（1）利用者負担額の月額

町立幼稚園保育料

階層区分		保育料
第 1	生活保護法による被保護世帯	0 円
第 2	市町村民税非課税世帯	
第 3	市町村民税課税世帯	

町立保育園保育料

階層区分			3 歳未満児の場合		3 歳以上児の場合	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯		0 円		0 円	
第 2	市町村民税非課税世帯					
第 3	市町村 民税額 の所得 割課税 額	48,600 円未満	10,000 円	8,500 円		
第 4		97,000 円未満	19,000 円	17,500 円		
第 5		169,000 円未満	28,000 円	26,500 円		
第 6		301,000 円未満	34,500 円	33,000 円		
第 7		397,000 円未満	36,500 円	35,000 円		
第 8		397,000 円以上	47,000 円	45,500 円		

- ・ 保育園を兄弟姉妹で利用する場合、保育料の軽減があります。
幼稚園、保育園を利用する子どもが同一世帯に 2 人以上いる場合、最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子とカウントし、第 1 子は全額負担、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料になります。また、年収 360 万円未満相当世帯のひとり親家庭では、第 2 子以降が無料となります。
- ・ ひとり親家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯等の場合、次の表に掲げる利用者負担額となります。

階層区分		3 歳未満児の場合		3 歳以上児の場合	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
市町村民税非課税世帯		0 円		0 円	
市町村民税額の	48,600 円未満	4,500 円	3,750 円		
所得割課税額	77,101 円未満	9,000 円	8,750 円		

- ・ 月の途中で入退園した場合には、日割計算をした保育料になります。
- ・ 階層区分決定の基礎となる市町村民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。
- ・ 結婚や離婚等により保護者に変更があった場合や、修正申告等により市民税が変更になった場合等は、保育料を再決定しますので、必ずお手続きをしてください。

(2) 保育料の切替時期

保育料の変更時期が次のとおりとなります。

- ・4～8月分の保育料：前年度の市町村民税額に基づき算定
 - ・9～3月分の保育料：当該年度の市町村民税額に基づき算定
- 例えば、令和8年4月～令和8年8月分は令和7年度分の課税額、令和8年9月～令和9年3月分は令和8年度分の課税額により算定されます。

(3) 保育料の支払いについて

保育料の支払いは、原則として口座振替の方法でお願いいたします。

保育料の納期限は毎月25日となっております(25日が土曜日又は日曜祭日の場合は金融機関の翌営業日)。期限内に納めてください。

9 利用者負担額（給食費）

(1) 利用者負担額の月額

3歳から5歳までの子どもは給食費が別途徴収されます。徴収額につきましては、次の表に掲げるとおりです。

町立幼稚園給食費

階層区分	第1子・第2子	第3子以降
生活保護法による被保護世帯	500 円	
市町村民税非課税世帯		
年収 360 万円未満相当世帯		
年収 360 万円以上相当世帯	4,500 円	500 円

町立保育園給食費

階層区分	第1子・第2子	第3子以降
生活保護法による被保護世帯	500 円	
市町村民税非課税世帯		
年収 360 万円未満相当世帯		
年収 360 万円以上相当世帯	5,300 円	500 円

- ・給食費の多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとなるため、次の表のとおりです。

階層区分	幼稚園	保育園
年収 360 万円未満相当世帯	年齢に関わらず 子どもの数による	年齢に関わらず 子どもの数による
年収 360 万円以上相当世帯	3歳～小学校3年生までの子どもの数による	0歳～小学校就学前までの子どもの数による

- ・保育料、給食費のほか、各園によりPTA会費などの実費等の負担が必要な場合があります。

(2) 給食費の支払いについて

給食費の支払いは、原則として口座振替の方法でお願いします。

給食費の納期限は毎月 25 日となっております(25 日が土曜日又は日曜祝日の場合は金融機関の翌営業日)。期限内に納めてください。

8 長時間保育を希望される方へ

保育園に入園される方で、勤務の都合等により通常の保育時間以上に保育を希望される方は、長時間保育申請書の提出が必要です。申請書に必要な事項を記入のうえ園に提出してください。

○通常保育時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

○長時間保育時間 早朝保育 午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで
延長保育 午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

※ 保育短時間の認定の方でも、勤務の都合などにより通常の保育時間以上に保育が必要な方は長時間保育の利用が可能です。利用された月は月額 2,000 円がかかります(無償化対象外)。

9 土曜日保育を希望される方へ

土曜日は、東員保育園を拠点に平日と同様の時間帯で実施し、東員保育園以外は閉園します。保育園籍の方で、勤務の都合等により土曜日に保育を希望される方は、事前に土曜日保育申込書と登園予定表の提出が必要です。必要な事項を記入のうえ園に提出してください。土曜日保育時にも給食を実施します。

10 3 歳以上児の交流保育

幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度・道徳性の芽を育て、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにすることを目的としています。そして、小学校以降における「生きる力」の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割も担っています。

本町ではこのような役割をより効果的に果たすため、幼稚園児と保育園児が同じ施設で一体的に保育・教育を行う交流保育を全施設で実施しています。

11 よくある質問

Q 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要はありますか。

A 東員町の幼稚園は、その年度の 4 月 1 日現在で満 3 歳以上の子どもは誰でも利用できます。新制度のもとでは、幼稚園を利用する場合は「教育標準時間認定」(1 号認定)を受けていただくことになります。認定に当たっては、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じることはありません。

Q 認定の有効期限は何年ですか。

A 教育標準時間認定（1号認定）の有効期限は3年間（小学校就学前まで）が基本です。

保育認定の有効期限は、3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで）を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。

また、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に、『現況届』の提出をしていただきます。

Q 3号認定の子どもが満3歳になった場合、何か手続きは必要ですか。

A 満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、町が認定の変更を行うので、保護者が改めて保育の必要性の認定を申請する必要はありません。また、満3歳になった年度中の保育料は、3号の保育料のままとなり、翌年度から2号の保育料となります。

Q 保育園・幼稚園の入園希望者が利用定員より多かった場合どうなりますか。

A 保育園は、町が定めた優先順位により優先順位が高い方から優先的に希望園に入園できます。それにより第一希望に入れない場合は、第二希望、第三希望を考慮しつつ入園する施設を調整します。なお、申請時から現況に変化があった場合、随時申し出ていただきますが、優先順位の決定につきましては12月1日現在の内容にて行います。幼稚園は、くじ等により決定する予定です。応募児童数が利用定員を超えた場合は、入園できない可能性もあります。

Q 新制度では、保育料は毎年同額になるのでしょうか。

A 新制度では、保育料は保護者の町民税額をもとに毎年決定されることになり、保育料の切り替え時期は、毎年9月になります。8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の町民税額により保育料が決定します。収入の変動に伴い、保育料の階層区分に変更が生じた場合は、9月から保育料が変更になります。

Q 求職活動を事由に子どもが保育園に入園しましたが、90日たっても仕事が見つからない場合はどうなりますか。また、求職活動中に仕事が見つかった場合は、何か手続きが必要ですか。

A 求職活動を行っていて、90日で仕事が見つからない場合は、保育園を退園していただくこととなります。

また、仕事が見つかった場合は、『保育の必要性』の事由が変わりますので、認定の変更の申請を行っていただく必要があります。

- Q パート勤務のため保育短時間認定ですが、早朝からの勤務のため朝 7 時 45 分から保育園にあずかってもらえますか。その場合、保育料は変わりませんか。
- A 可能です。その場合は、長時間保育申請書の提出をお願いします。利用された月は月額 2,000 円がかかります。
- Q 幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか。
- A 町立幼稚園、保育園を利用している場合は、無償化の対象となるための新たな手続きは必要ありません。
- Q 延長保育を利用した際に、その利用料は無償化されますか。
- A 延長保育の利用料は無償化の対象とはなりません。町立保育園の場合、利用された月は月額 2,000 円がかかります。
- Q 3 歳から 5 歳までの無償化の開始年齢は 3 歳になった日からですか、3 歳になった最初の 4 月からですか。また、6 歳の誕生日に無償化が終了するのですか。
- A 原則、小学校入学前の 3 年間が無償化の対象となります。
- Q 0 歳から 2 歳は無償化の対象にはならないのですか。
- A 0 歳から 2 歳は、市町村民税非課税世帯の方が無償化の対象になります。

12 東員町幼稚園・保育園一覧表

幼稚園名	保育園名	電話	園携帯
三和幼稚園	みなみ保育園	☎76-5319	090-1731-6037
稲部幼稚園	いなべ保育園	☎76-5318	080-4143-6577 090-3909-8043
神田幼稚園	東員保育園	☎76-5317	090-6477-4456
笹尾西幼稚園	笹尾第一保育園	☎76-6681	090-6477-4638
笹尾東幼稚園	笹尾第二保育園	☎76-3150	080-4193-4683 090-8461-6485
城山幼稚園	しろやま保育園	☎76-4433	080-4204-9500

